

1. 本委員会の名称はTLEAミュージックと称する。(以下、本委員会)
2. 本委員会は、「やすらぎの歌」「風のひびき」等のオリジナルゴスペルの知的財産権の保護を目的とする。
また、これらの進展拡大のために労するものとする。
3. 本委員会の委員は、パウロ秋元牧師を委員長とし、委員責任者としてペテロ永藤牧師、委員はパウロ弓野牧師、ミラクル佐藤正浩牧師、テモテ山川牧師の5名で構成される。
4. 応募された曲で落ちた曲は作者が権利を持っているので、何に使用しても構わない。歌集に採用された曲は委員会の管理下に置かれる。今までのやすらぎの歌1～12集、風のひびき1～10集は委員会の管理下に入る。
5. 作者の著作人格権については以下の通り。
 - * 公表権～ 自分の著作物で、まだ公表されていないものを公表するかしないか、するとすれば、いつ、どのような方法で公表するかを決めることができる権利
 - * 氏名表示権～ 自分の著作物を公表するときに、著作者名を表示するかしないか、するとすれば、実名か変名かを決めることができる権利
 - * 同一性保持権～ 自分の著作物の内容又は題号を自分の意に反して勝手に改変されない権利
6. 委員会が所有する財産権は以下の通り。
 - * 複製権～ 著作物を印刷、写真、複写、録音、録画などの方法によって有形的に複製する権利
 - * 上演権・演奏権～ 著作物を公に上演したり、演奏したりする権利
 - * 上映権～ 著作物を公に上映する権利
 - * 公衆送信権・公の伝達権～ 著作物を自動公衆送信したり、放送したり、有線放送したり、また、それらの公衆送信された著作物を受信装置を使って公に伝達する権利
 - * 自動公衆送信とは、サーバーなどに蓄積された情報を公衆からのアクセスにより自動的に送信することをいい、また、そのサーバーに蓄積された段階を送信可能化という。
 - * 口述権～ 言語の著作物を朗読などの方法により口頭で公に伝える権利
 - * 展示権～ 美術の著作物と未発行の写真著作物の原作品を公に展示する権利
 - * 頒布権～ 映画の著作物の複製物を頒布(販売・貸与など)する権利
 - * 譲渡権～ 映画以外の著作物の原作品又は複製物を公衆へ譲渡する権利
 - * 貸与権～ 映画以外の著作物の複製物を公衆へ貸与する権利
 - * 翻訳権・翻案権など～ 著作物を翻訳、編曲、変形、翻案等する権利(二次的著作物を創作することに及ぶ権利)
 - 二次的著作物の利用権～ 自分の著作物を原作品とする二次的著作物を利用(上記の各権利に係る行為)することについて、二次的著作物の著作権者が持つものと同じ権利
- * 他団体から共同使用の申し出があった場合は委員会で検討する。
7. 楽曲の使用申請があった場合には本委員会で許諾の可否を決定する。
8. 教会内の使用で許諾申請が要らない場合

礼拝、集会、路上ライブ、無料コンサート、ボランティア、個人使用のための複製、ダウンロード
賛美奉仕やラジオでの楽曲使用、ゴスペル教室、その他教会の活動
9. 許諾を必要とする場合
 - ① 教会がお金をもって楽曲を販売する場合。教会や賛美グループが広報活動のため手焼きCDを配る。み声新聞やアストンなどが楽曲を使用して商売をする場合。
 - ② ある人が音源制作を直接ある人をお願いして報酬を支払うような場合は、委員会に確認を取る。
10. 外部から連絡があった場合で、使用料を取ると委員会が判断した場合で、主に荒地に川ミュージックはCD、DVD、などをThe Visionはコンサート、イベント、インターネット関連を担当。
11. 基本的にはJASRACの算定基準を参考にして使用料を決めるが、関係上あまり多くの使用料を取るべきではないと判断した場合、荒地に川、The Visionに差がないように委員会が中心で判断する。
12. 無許可で楽曲を使用している場合は委員会メンバーが該当する団体や個人に連絡をとって対処する。
13. * 管理委員会窓口事務について

メール J.Gospel著作権管理委員会のGメールに連絡があった場合は、委員に連絡する。
電話・FAXは教会事務所

***実際の手順**

メール、電話等で許諾申請や相談があった場合

事務→山川または佐藤→弓野牧師、秋元牧師へ連絡→確認の上、山川・佐藤が返事。使用料が発生する場合は、荒地に川またはThe Visionへ連絡

TLEAミュージックアドレス J.Gospel,Committee@gmail.com

14

①応募音源をダウンロード販売をしたり、何かに使う場合には委員会を通す

②楽譜は委員会の許可なしに販売してはならない

③歌集自体の著作権は荒地に川ミュージックが持つ。楽譜の著作権は委員会が持つ。

④77曲のCDは荒地に川ミュージックが原盤権を持つため、勝手に制作販売をしてはならない。楽曲は委員会が著作権を持つ。

⑤荒地に川スタッフの前田牧師、三本松牧師が制作した音源は荒地に川の著作権であるが、それ以外の例えばThe Visionが荒地に川スタッフ以外に依頼して制作した音源はThe Visionの著作権となる。

⑥CDは荒地に川が作り販売するが、The Visionの所属チームが一般に向けて売り出したいというなどCDが必要ということになった場合、委員会の検討を経てThe Visionでの制作が出来、販売も出来る。

⑦オリジナルゴスペルを商売で使う場合は、委員会が決める。

15

TLEA内の教会や賛美グループがCDなどの録音物を頒布する、または販売する場合の基準

広報活動のため、自分たちで録音した音源をCDメディアに焼いて無料で配布することは認める。

販売する場合は、委員会が決める。荒地に川ミュージックやThe Visionの営業に著しく不利益が生じる場合は不許可。それ以外は許可する。

***管理委員会の広報**

TLEAの各教会に規約を送付。その際、解説を付ける。

荒地に川ミュージック、The Visionの各ホームページ。

東京アンテオケ教会ホームページと写真ニュース